

青森県報

第四千三百四十六号

平成二十九年
九月六日
(水曜日)

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税 務 課) ……一
- 農業振興地域の指定……………(構造政策課) ……一
- 農業振興地域の指定の一部改正……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 保安林の指定解除予定……………(林 政 課) ……二
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(会計管理課) ……二
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……二
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……三
- 砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課) ……四

公 告

告 示

青森県告示第六百二十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の五後段の規定により告示する。

平成二十九年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百二十六号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び三八地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
北日本物産株式会社	橋本 文字	むつ市上川町三の五八	平成 二元・七・三

地域名	区 域
八戸地域	八戸市のうち、次に掲げる区域を除く区域 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)による市街化区域 自衛隊用地 大字市川町字下揚、字堂ノ下、字橋向、大字長苗代字鱈苗代、字下碓田、字化石、字二日市、字前田、字幕ノ内、大字尻内町字家口田、字島田、字尻内、字尻内河原、字尻細及び字六百刈の区域内であつて次の図面の赤色で着色した部分に該当するものの区域

(「次の図面」は、省略する。)

青森県告示第六百二十七号

昭和四十六年二月二十日青森県告示第百三十九号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

10を削る。

青森県告示第六百二十八号

昭和四十六年十二月二十五日青森県告示第千九十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

表の5八戸地域の項を次のように改める。

5 削除

--

青森県告示第六百二十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

平川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百三十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年七月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

北津軽郡板柳町大字板柳字土井一一五

安田 昭子

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ウチダ企画店舗

むつ市小川町一丁目一〇四の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ウチダ企画

むつ市緑ヶ丘三六の三六

代表取締役 内田征吾

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社西松屋チエーン

兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一

代表取締役 大村禎史

2 株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一

代表取締役 鶴羽順

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年三月十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、〇二四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

八五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

二〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一〇八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一〇・八六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社西松屋チエーン

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

(二) 株式会社ツルハ

開店時刻 午前七時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設①

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設②

二十四時間

八 届出年月日

平成二十九年七月十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十九年九月六日から平成三十年一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年一月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、天満下頭首工地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規

定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年九月七日から同年十月五日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

砂利採取業務主任者試験の施行

平成二十九年砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成二十九年九月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十九年十一月十日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成二十九年十月二日（月）から同月十三日（金）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものを有効とし、直接持参する場合は、前記期間（土曜日、日

曜日及び祝日を除く。）の午前九時から正午及び午後一時から午後五時までに提出すること。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像。その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書に貼り付けて納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布する。また、青森県のホームページからダウンロードすることができる。

郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十二円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に郵送すること。

出願者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭